

令和4年7月

お客さま各位

魚沼市ガス水道局

ガス料金の原料費調整制度に係る内容の一部変更のお知らせ

日頃より、本市ガス事業に対し、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
このたび本市では、令和4年9月検針分（10月請求分）より、ガス一般小売供給約款
および各種選択約款の内容を一部変更させていただきますので、お知らせいたします。
お客さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の変更において、「基本料金」および「基準単位数料金」の変更はございません。

<対象となる契約種別>

ガス一般小売供給約款、家庭用温水暖房契約選択約款、融雪契約選択約款、小型空調契約選択約款、空調夏期契約選択約款、業務用需給契約選択約款

<変更内容>

単位数料金の調整における上限値の廃止

原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位数料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定を削除します。

- ・ガス一般小売供給約款 23. 単位数料金の調整 (2) ②のただし書き 削除
- ・各種選択約款 8. 単位数料金の調整 (2) イのただし書き 削除

	基準平均原料価格 40,560 円/ t	上限価格 64,900 円/ t	
平均原料価格	基準平均原料価格を 下回る場合	基準平均原料価格を 上回る場合	上限価格を 上回る場合
現 行	調整額マイナス (調整単位数料金が下がります)	調整額プラス (調整単位数料金が上がります)	※上限価格を超えた 部分はガス料金に反 映してません
変更後	調整額マイナス (調整単位数料金が下がります)	調整額プラス (調整単位数料金が上がります)	

【裏面もご覧ください】

■料金計算例（令和4年8月検針料金で比較）

◎月 42 m³使用する一般供給契約のご家庭での比較

上限がある場合		上限がない場合	
基本料金	605.00円 (A)	基本料金	605.00円 (A)
従量料金	5,696.88円 (B = (C + D) × E)	従量料金	6,831.72円 (B = (C + D) × E)
基準単位料金	115.06円 (C)	基準単位料金	115.06円 (C)
原料費調整額	20.58円 (D)	原料費調整額	<u>47.60</u> 円 (D)
使用量	42m ³ (E)	使用量	42m ³ (E)
料金計	6,301円 (A + B) ※円未満切捨	料金計	7,436円 (A + B) ※円未満切捨
【比較】 <u>1,135</u> 円の増額			

<原料費調整制度>

都市ガスの原料となるLNG（液化天然ガス）やLPG（液化石油ガス）は、原油価格や為替レートの影響などにより毎月価格が変動します。

原料費調整制度は、こうした原料価格の変動を毎月のガス料金に適切に反映させる制度です。

ガス料金の算定においては、貿易統計に基づく「3か月間（算定期間）の原料価格の平均値（平均原料価格）」と「基準平均原料価格」を比較し、その変動分を「調整額」として算定期間の最終月から3か月後の検針分に反映しています。

《検針月における平均原料反映イメージ》

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
平均原料価格 (4~6月平均貿易統計値)			→		ガス料金 に反映		
	平均原料価格 (5~7月平均貿易統計値)		→		ガス料金 に反映		
		平均原料価格 (6~8月平均貿易統計値)			→		ガス料金 に反映

◎毎月の調整額は、当市ホームページまたは「ガス・水道・下水道使用量のお知らせ（検針票）」にてご確認いただけます。

お問い合わせ先

魚沼市ガス水道局（小売登録番号：D0050）

TEL 025-792-1118

【受付時間】 平日 8:30~17:15